

【屋外広告物許可申請】

更新申請に必要な書類について

1～4は必須、5～9は必要な場合に提出してください。

申請書類は、景観政策課代表メールアドレス (keikan@city.toyama.lg.jp) ホームページでご提出ください。

|   | 提出書類  | 備考   | チェック欄 |
|---|---|--|-------|
| 1 | 屋外広告物許可申請書<br>(様式第1号)<br>市HPからダウンロード        | ※以下の場合、屋外広告物管理者は有資格者に限定されます。<br>(1)許可期間が1年を超える広告物(一部除く)である場合。<br>(2)許可期間が1月を超え、かつ、1年以内の広告物で、1年を超える許可期間を設定する場合。   |       |
| 2 | 屋外広告物安全点検報告書<br>(様式第6号の2)<br>市HPからダウンロード    | ・許可を更新するすべての広告物を点検してください。<br>・点検時に異常が見られた場合、改善内容を記載してください。<br>※以下の場合、点検者は有資格者に限定されます。<br>(1)許可期間が1年を超える広告物(一部除く)である場合。<br>(2)許可期間が1月を超え、かつ、1年以内の広告物で、1年を超える許可期間を設定する場合。  |       |
| 3 | 現況写真  | ・申請するすべての広告物(複数表示面がある場合、すべての面)の許可期間満了前3月以内の状況を示すカラー写真を提出してください。<br>※写真が不鮮明な場合、再提出をお願いする場合があります。<br>※写真データをそのまま送信するのではなく、複数の写真を1つのpdfファイル等にまとめ、どの広告物がわかるようNoを記載してご送信ください。 |       |
| 4 | 送付先等一覧<br>市HPからダウンロード                       | ・各書類の送付先、申請に関する問合せ先を記入してください。  |       |
| 5 | 同意書及び賃貸借契約書の写し等                             | ・過去に提出済みで、書類に記載された同意の期間や契約期間が満了している場合は、申請時点で有効な書類の再提出が必要です。  |       |
| 6 | 道路占用許可書の写し                                  | ・過去に提出済みで、書類に記載された占用許可期間が満了している場合は、道路管理者に対し更新手続きを行ったうえ、再提出が必要です。   |       |
| 7 | 屋外広告物除却届<br>(様式第10号)<br>市HPからダウンロード         | ・広告物を除却した場合に、除却後の状況写真とともに提出してください。<br>※写真が不鮮明な場合、再提出をお願いする場合があります。<br>※写真データをそのまま送信するのではなく、複数の写真を1つのpdfファイル等にまとめ、どの広告物がわかるようNoを記載してご送信ください。                              |       |
| 8 | 除却前・除却後の状況写真                                | ・除却した広告物(複数表示面がある場合、すべての面)の除却前・除却後の状況を示すカラー写真を提出してください。<br>※写真が不鮮明な場合、再提出をお願いする場合があります。<br>※写真データをそのまま送信するのではなく、複数の写真を1つのpdfファイル等にまとめ、どの広告物がわかるようNoを記載してご送信ください。         |       |
| 9 | 屋外広告物設置者(管理者)変更届<br>(様式第14号)<br>市HPからダウンロード | ・広告物の設置者、管理者に変更がある場合に提出してください。<br>※以下の場合、屋外広告物管理者は有資格者に限定されます。<br>(1)許可期間が1年を超える広告物(一部除く)である場合。<br>(2)許可期間が1月を超え、かつ、1年以内の広告物で、1年を超える許可期間を設定する場合。                         |       |

※このほか必要な書類等がある場合には、別途ご提出いただくことがありますのでご了承ください。